地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月27日

 岐阜県監査委員
 布
 保
 正
 也

 岐阜県監査委員
 広
 瀬
 修

 岐阜県監査委員
 鈴
 木
 祥
 一

 岐阜県監査委員
 南
 圭
 一

 岐阜県監査委員
 安
 田
 典
 子

## 1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分					講じたもの*	
			A	В	С	A-B-C
	指摘事項	出資·出捐d团体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	3	2	1	0
		指定管理者	0	_	_	_
団	計		3	2	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	10	10	0	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
体		指定管理者	1	1	0	0
	計		12	12	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指定管理者	0	_	_	_
	計		0	_	_	_
	指摘事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指定管理者	0	_	_	_
所	計		1	1	0	0
管	指導事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
機		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指定管理者	0	_	_	_
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
		計	0	_	_	_
合 計		18	17 ロ <i>に</i> 加事みとそ	1	0	

<sup>※「</sup>今回措置を講じたもの」については、令和5年10月2日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

<sup>(</sup>注) 監査結果の区分については、次のとおり。

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1)団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
高橋尚子杯ぎふ清流	地域スポー	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマ	指摘事項について、当該委員会
ハーフマラソン実行	ツ課	ラソン実行委員会の会計事務に	に対応を求めたところ、以下のと
委員会		ついて、以下のとおり不適正な事	おり報告を受け、確認した。
		項が認められたので、速やかに措	
		置するとともに、今後は適正に処	・1については、県旅費条例に基
		理されたい。	づいた再計算により確認され
			た 7 名分 97,371 円の過大請求
		1 旅費の支出において、県旅費	額は、当該委員会へ返還され
		条例に規定されていない日当	た。
		を支出するなどして、当該条例	・1及び2の指摘事項について
		より過大に支給しているもの	は、「高橋尚子杯ぎふ清流ハー
		があった。	フマラソン実行委員会事務局
		2 会計事務において、以下(1)	規程」を事務局が理解しないま
		から(6)をはじめとした事務	ま事務を行っており、適正な事
		局規程上必要な会計事務の未	務処理が行われていなかった。
		実施や書類の未作成等の不備	また監事監査においても指摘
		が見受けられた。	や指導などが十分に行われて
		(1) 随意契約をすることがで	いなかった。
		きる場合に該当することの説明書な作品でいた。	今後は、監事体制を強化するため、監事なりのないようななどの名は、
		の説明書を作成していな	め、監事を2名から3名に増員
		かった。 (2)随意契約とすることにつ	するよう会則を変更するとと もに、牽制機能を強化するた
		いて、契約審査会の審査を	め、一定金額以上の契約につい
		受けていなかった。	ては、構成員(岐阜県、岐阜市、
		(3) 随意契約をする場合に必	中日新聞社、(一社)岐阜陸上
		要となる事前決裁書や添	競技協会、(公財)岐阜県スポ
		付資料(仕様書、積算資料)	ーツ協会)の管理職で構成する
		を作成していなかった。	常任委員会へ事前に「契約方
		(4) 随意契約を締結しようと	法、金額、相手方」などの報告
		するときは、原則として2	を義務付けるよう、事務局規程
		人以上の者から見積書を	の改正を行った。加えて、再発
		提出させなければならな	防止策として各規程について
		いところ、一者のみから見	の研修を事務局員に対して実
		積書を提出させていた。	施した。
		(5)事業完了の検査や検査調	・3については、会計事務を行う
		書を作成したことが確認	上でのチェック機能が働いて
		できなかった。	いなかったことから発生して
		(6)エントリー関係業務等の	おり、今後は、当該委員会事務
		委託契約について、業務期	局において、契約先と請求者に
		間の延長、契約金額の増	誤りがないよう、担当者→承認
		額、業務委託費の支払期限	者のチェックだったものを担
		の延長を行っているにも	当者→確認者→承認者とし、複
		かかわらず、変更契約書を	数でチェックする体制に改め
		作成していなかった。	た。
		3 上記2(6)の契約における	

業務委託費について、契約先の	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
グループ会社で業務を兼務し	
ている担当者が誤って当該グ	
ループ会社名義で発行した請	
求書を受理し、支払っていた。	